事　務　連　絡
令和５年５月２日

各（都道府県／市町村／特別区）母子保健主管部（局）　御中

こども家庭庁成育局母子保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う
母子保健医療対策総合支援事業（令和４年度第二次補正予算分）の
国庫補助の取扱いについて

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する妊婦等への支援については、「母子保健医療対策総合支援事業（令和４年度第二次補正予算分）実施要綱」（「母子保健医療対策総合支援事業（令和４年度第二次補正予算分）の実施について」（令和５年２月 14 日付厚生労働省こども家庭局長通知）の別紙）に基づき、各都道府県等において、「産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」を実施していただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への位置付けの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症が疑われる者に対する検査の自己負担分の公費支援については終了することとされています。また、母子保健法第 12 条第１項に定める健康診査の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う各種健診等における対応について」（令和５年４月 27 日付厚生労働省医政局歯科保健課長等連名通知）で示したとおりです。

こうした状況を踏まえ、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の令和５年度の実施に要する経費の国庫補助については、下記の取扱いとしたため、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、「産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の令和５年度の実施に要する経費の国庫補助については、令和５年度末まで対象とする予定であるため、念のため申し添えます。

記

1　国庫補助の対象の時期について

「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の令和５年度の実施に要する経費の国庫補助の対象は、各都道府県等における事業の実施に係る医療機関等との契約状況等を踏まえ、以下に定める時期までとする。ただし、各都道府県等の判断により、この時期の前に事業を完了することも差し支えない。

（国庫補助の対象の時期）

不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業	令和５年４月１日から９月 30 日まで
幼児健康診査個別実施支援事業	

2　令和５年度への繰越分に係る交付要綱の発出について

令和５年度への繰越分に係る交付要綱については、こども家庭庁における内部決裁を行った上、後日正式に発出する予定であるため、念のため申し添える。